

(参考)

令和4年度建設業法等研修会

～各種お知らせ～

| No | リーフレット内容 | 問い合わせ先 | 頁 |
|----|---|---|----|
| 1 | 建設業許可・経営事項審査の電子申請について | 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 TEL : 03-5253-8111 | 1 |
| 2 | CCUS 建設キャリアアップシステムについて | 一般財団法人 建設業振興基金 | 3 |
| 3 | 和歌山県事業承継・引継ぎ支援センターの支援業務について | 和歌山県事業承継・ 引継ぎ支援センター TEL : 073-499-5221 | 5 |
| 4 | 大気汚染防止法の改正について | 管轄保健所の衛生環境部局 又は 県環境管理課 | 7 |
| 5 | 石綿事前調査結果報告の義務化について (令和4年4月1日施行) | | 9 |
| 6 | 石綿事前調査における資格要件の義務化について (令和5年10月1日施行) | | 11 |
| 7 | フロン排出抑制法の改正について | | 13 |
| 8 | 工事に係る土壌汚染対策法について | | 15 |

令和5年1月スタート

建設業許可・経営事項審査の 電子申請が始まります!



建設業許可・経営事項審査 電子申請システム (JCIP)

※一部の行政庁では、令和5年1月からの電子申請受付は行いません。

電子申請のメリット

▶▶ 会社・自宅からインターネットで申請



会社や自宅のパソコンから、インターネットで申請・届出書類を作成し、申請・届出ができますので、行政庁への**訪庁や郵送での申請・届出が不要**になります。

※従前通り、紙媒体による申請も受け付けます。 ※変更届も対象です



▶▶ データ連携により書類の取得・添付が不要



法務省(登記事項証明書)、国税庁(納税情報)等とのデータ連携により、**当該書類の取得や添付が不要**になります。

※令和5年1月からのデータ連携は、上記に加え技術者資格情報等になります。
※デジタル庁が提供する認証サービス「GビズID」のID取得が必要となります。
※一部の手続きについてはデータ連携は行えません。



▶▶ 外部データの取込、前回申請データの再利用



外部のアプリケーション等で作成した**データの取込**や**前回申請したデータを利用した申請書類の作成**ができますので、入力の手間が省けます。



▶▶ エラーチェック、自動計算



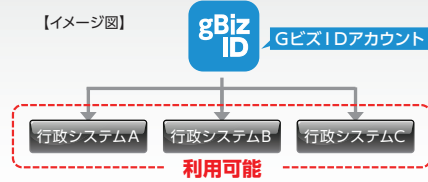
システムによるエラーチェックや自動計算を行いますので、申請書類の作成に係る手間が省け、作成誤りがなくなります。

ご利用の前にご確認ください

▶▶ G Biz ID アカウントのご用意 (必須)

システムのご利用(ログイン)にあたっては、デジタル庁が提供する「G Biz ID」が必要になります。
事前に「G Biz IDプライム」アカウントの取得、または取得後に「G Biz IDプライム」アカウントから作成した「G Biz IDメンバー」アカウントをご用意ください。

※代理申請の場合も、申請者・代理人ともにIDが必要となります。
※詳細については、「gBizID」ウェブサイトに掲載されているマニュアルをご参照ください。



▶▶ 電子化の対象となる手続の範囲

※受付開始時期は都道府県によって異なります。

○建設業許可関係

- 許可申請
(新規許可、許可換え、般特許可、業種追加、更新)
- 変更等の届出
(事業者の基本情報、経営業務管理責任者、営業所の専任技術者、営業所の代表者等)
- 廃業等の届出 ・ 決算報告
- 許可通知書等の電子送付
※各行政庁により取扱いは異なります。

○経営事項審査関係

- 経営事項審査申請
(経営規模等評価、総合評定値)
- 再審査申請
(経営規模等評価、総合評定値)
- 結果通知書等の電子送付
※各行政庁により取扱いは異なります。

▶▶ 取得・届出が不要になる添付書類

○バックヤード連携により、以下の添付書類の取得・提出が簡素化されます。

- 法務省(登記事項証明書)
※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可・法人
- 技術検定合格証明書



○添付の自動化により、添付書類の取得・提出が簡素化されます。

- 納税情報(法人税/所得税)
※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可・法人/個人
- 納税情報(消費税及地方消費税)
※令和5年1月からの対象:国土交通大臣許可/都道府県知事許可・法人/個人

※令和5年度からは、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、建設業経理士登録証等のバックヤード連携を予定

- 技術検定合格証明書(令和5年1月~)
- 建設業経理士検定試験合格証明書(令和5年度)
- 監理技術者資格者証(令和5年度)
- 建設業経理士CPD講習修了証(令和5年度)

▶▶ ご注意ください

スマートフォンからは、当サービスをご利用いただけません。

ご利用には以下のソフトウェアが必要です。

ブラウザ: Microsoft Edge、Google Chrome

PDF閲覧用ソフト: Adobe Acrobat Reader 等

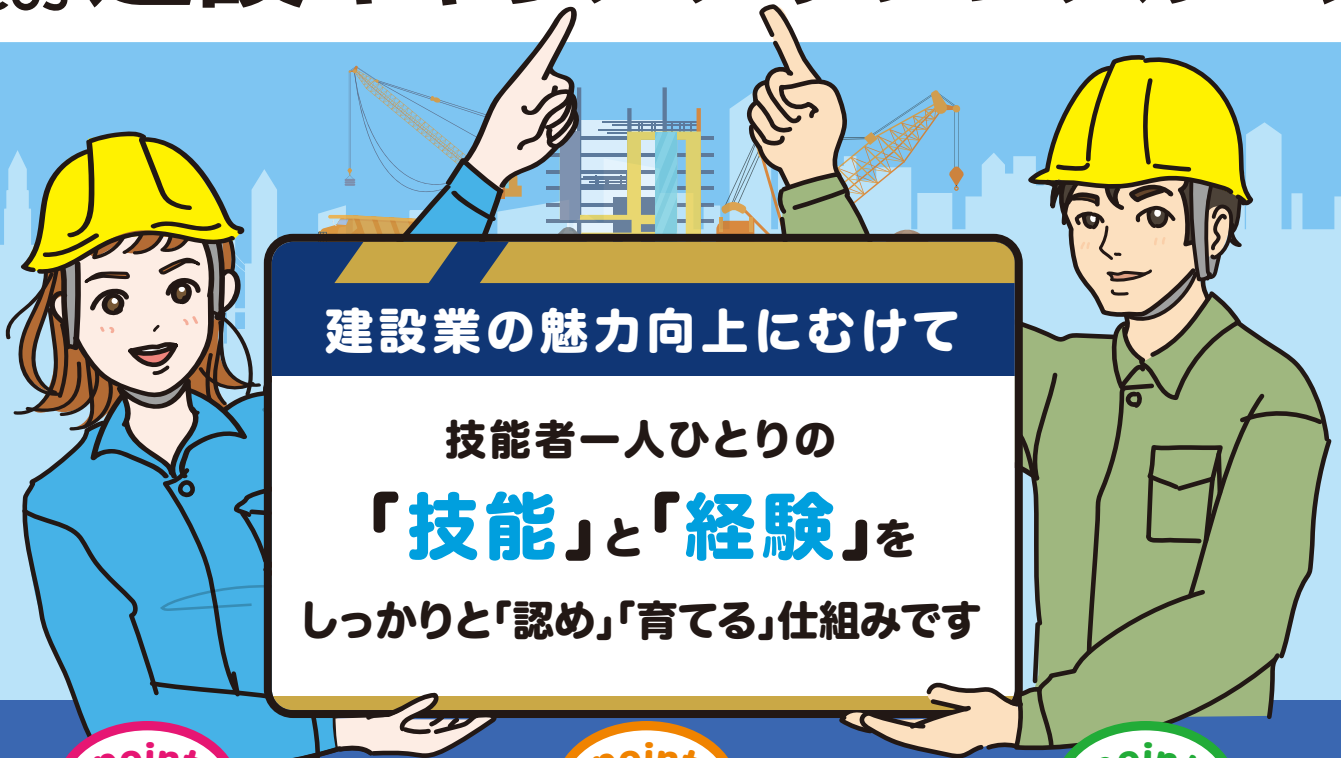


◆ 本チラシに関するお問合せ

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課
TEL:03-5253-8111



建設キャリアアップシステム



建設業の魅力向上にむけて

技能者一人ひとりの
「技能」と「経験」を
 しっかりと「認め」「育てる」仕組みです

point

①

技能者の 処遇改善

- カードをタッチしたりモバイルを使って、就業履歴を蓄積。
- 技能者の賃金アップなど、能力や経験の蓄積を反映した処遇の改善につなげます。



point

②

明確な キャリアパス

- 技能者の「技能」と「経験」を4種類のレベル分けで評価。
- 業界共通の仕組みで、レベルアップが見通せて、若い人たちに選ばれる産業を目指します。



point

③

施工能力の 見える化

- 優秀な技能者を育てる事業者として施工能力のアピール。
- 仕事の増大につながります。
- 「人材を大事にする企業」であることをPR。
- 担い手の確保につながります。



技能者を評価する仕組み

- 評価基準に合わせて4種類に色分けされた（白 → 青 → 銀 → 金）カードを交付して評価。

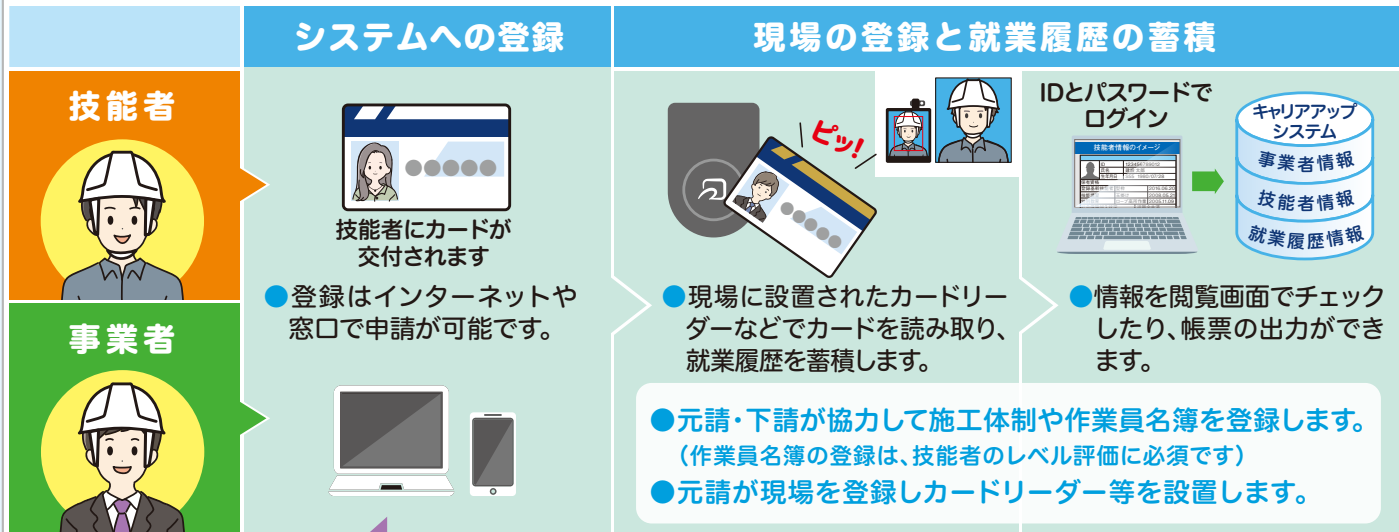
事業者の施工能力の見える化を進める仕組み

- 所属する技能者の人数・評価。
- 施工実績、建機の保有状況。
- コンプライアンス、社会保険加入状況などで評価。



建設キャリアアップシステムは、2023年度を目標に、あらゆる工事での完全実施に向けて取り組みを加速しています！

就業履歴の蓄積にはシステムへの登録が必要です



登録の代行申請をおすすめします！

- 代行申請により、技能者本人から同意を得た事業者が、技能者の登録申請を行えます。また同様に、同意を得た事業者が他事業者の代行申請も可能です。
- 身近な行政書士による代行申請が令和4年2月から可能となります。また、窓口登録(認定登録機関)も全国200箇所以上で可能となっています。

技能者のメリット

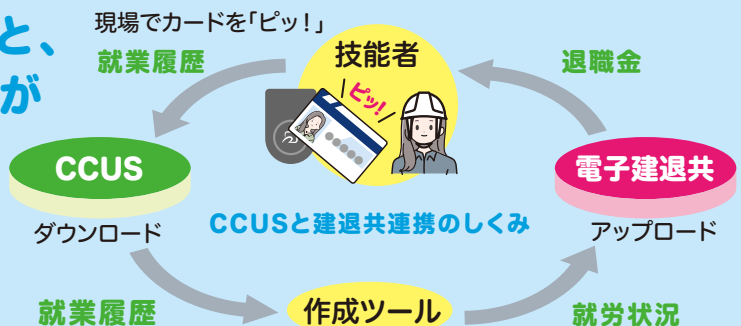


事業者のメリット



「ピッ!」とカードをタッチすると、建退共で退職金の掛金320円が積み立てられます。

- 電子申請により、掛金の納付がより確実に実施されます。
- 元請、下請事業者の事務作業が大幅に軽減します。



CCUSの利用料金には、「技能者登録料」、「事業者登録料」、運用時に事業者にお支払いいただく「管理者ID利用料」、「現場利用料」があります。



ご相談の流れ

【まずはお電話を!】

事業の引継ぎ、廃業など事業の先行きに不安や悩みを抱えられたら、先ずはお電話ください。

★FAXの場合は下記にお名前・ご連絡先・お住まいをご記入のうえ、送信ください。折り返し連絡いたします。また、下記アドレスにメールをいただいても結構です。

【窓口相談】

事業の引継ぎに関する専門家が、面談や提出いただいた資料を元に、事業実態の把握や具体的な課題を抽出し、事業承継・引継ぎに関わる様々なご相談を秘密厳守・無料で承ります。また、相談者の選択された内容に応じて、支援機関をご紹介したり、登録民間支援機関(M&A 専門会社など)に橋渡しを行います。

TEL 073-499-5221

| | | | |
|------------|--|---------------------|--|
| フリガナ | | ご連絡先 (TEL・Email) | |
| 相談者 お名前 | | | |
| お住まい | | | |

*ご記入いただいた情報は、当該相談事業の活動に利用します。なお、必要に応じて当該相談事業の外部専門家(税理士・弁護士など)及び関係機関(近畿経済産業局・中小企業庁・中小機構)に開示する場合があります。

和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター

TEL 073-499-5221 にご相談ください。

FAX 073-499-5224 Email: waka-shoukei@crest.ocn.ne.jp

〒640-8567
和歌山市西汀丁 36 番地
和歌山商工会議所 5 階



後継者問題を
先送りして
いませんか?

和歌山県 事業承継・引継ぎ 支援センター

相談無料
秘密厳守

事業承継・引継ぎ支援センター事業の趣旨と目的

和歌山県事業承継・引継ぎ支援センターは、「産業競争力強化法」に基づき、和歌山商工会議所が経済産業省・近畿経済産業局から委託を受けて運営している公的な相談窓口です。中小企業・小規模事業者の中には将来の事業存続に課題や悩みを抱える企業が多くあり、特段の対策を行わないまま経営を続けた結果、廃業、雇用の喪失といった社会的・経済的損失が発生しています。事業承継・引継ぎ支援センターは、円滑な事業のバトンタッチをサポートし、経営資源のスムーズな承継を支援します。

こんな時はまず お電話を!



和歌山県事業承継・引継ぎ支援センターの 具体的な支援業務は以下の通りです。

親族内承継 従業員承継支援 業務

会社の後継者として親族や従業員の方へ事業承継をスムーズに進めるには、計画的な取組みがとても大切です。支援センターでは事業承継に必要な法務・財務・税務・経営上の問題などの支援を専門家(税理士・弁護士など)や支援機関と連携して支援します。

M&A 支援 業務

経営者の皆さまが大切にされているお客様、従業員、会社資産などをお守りするため、M&Aなどを支援し、状況に応じて登録民間支援機関(M&A 専門会社等)におつなぎします。

後継者 人材バンク 業務

起業・独立を目指す方や経営に意欲のある希望者と後継者不在の会社や個人事業主を引き合わせ、創業支援と事業引継ぎに向けた支援を行います。

経営者保証 業務

事業承継に取組まれる中小企業・小規模事業者の皆様への、事業承継の障害となる経営者保証の解除などの支援を専門家(税理士・弁護士など)や支援機関と連携して行います。

事業承継 ネットワークの 構築

「事業承継ネットワーク」とは、和歌山県の支援を受け、商工会・商工会議所・金融機関・士業団体等から構成され、中小企業・小規模事業者の皆さまに、事業承継に係る気づき・取組みを促進します。

和歌山県事業承継・引継ぎ支援センターでは、円滑な事業承継をサポートします。

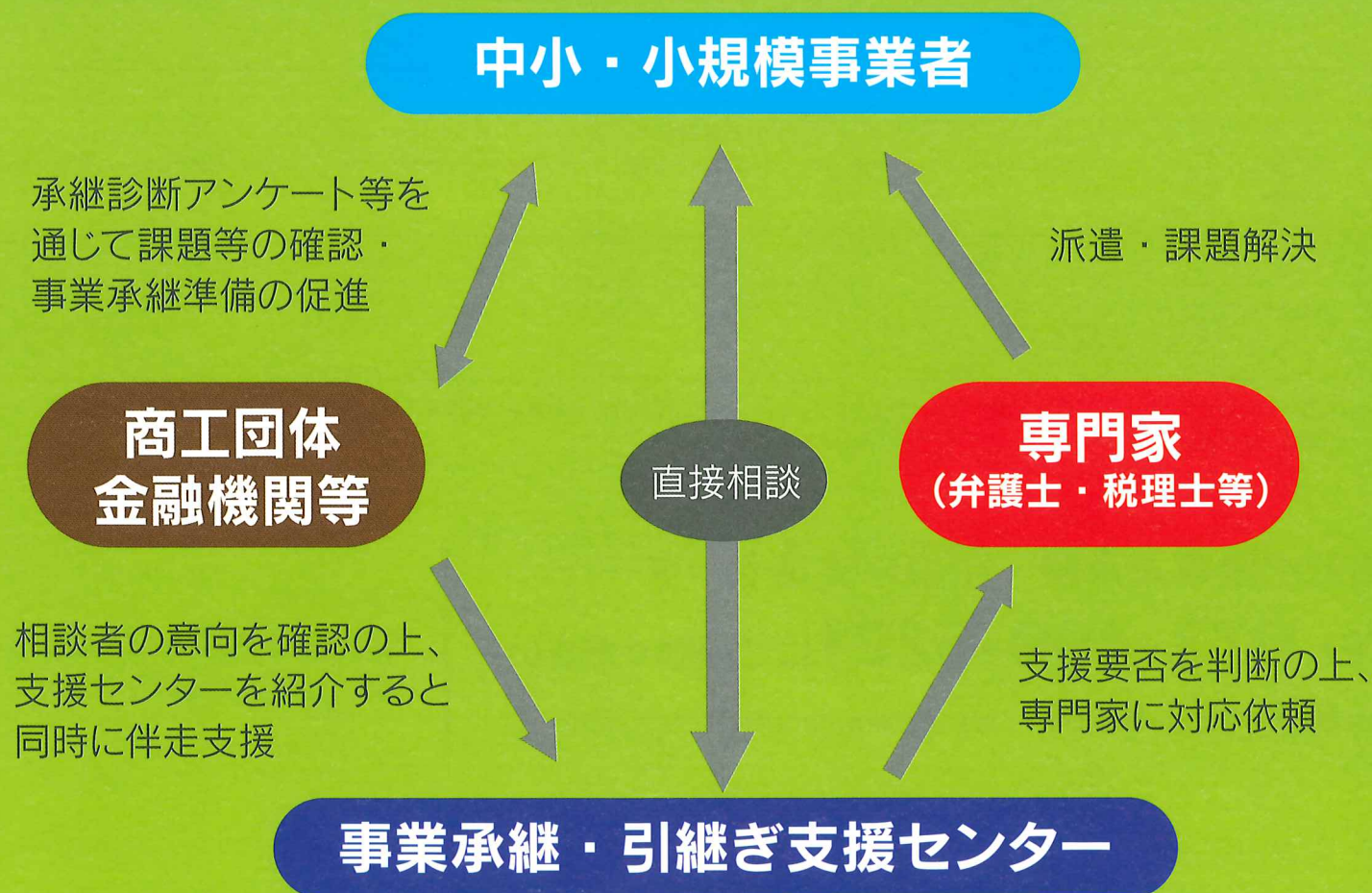
安心

国(経済産業省)が実施する事業です。安心してご利用ください。

無料 秘密厳守

相談は無料、秘密厳守で対応します。お気軽にご相談ください。

相談の内容に応じて、事業の引継ぎに関する専門家が助言・提案します。支援窓口での対応が困難な場合には、他の支援機関、外部専門家の紹介など幅広い対応を行います。



大気汚染防止法が改正され、石綿（アスベスト）飛散防止対策が強化されました。

◆大気汚染防止法の一部を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、一部の規定を除き、令和3(2021)年4月から施行されます。



規制対象建材を拡大

- ✓ 石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、**全ての石綿含有建材に規制対象を拡大**^{*1}します。
- ✓ 石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準を設けます。



罰則の強化・対象拡大

- ✓ 隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用されます。
- ✓ 下請負人にも作業基準遵守義務が適用されます。
- ✓ 都道府県等による立入検査の対象を拡大します。



事前調査の信頼性の確保

- ✓ 事前調査の方法を法定化します。(書面調査、目視調査及び分析調査)
- ✓ 「必要な知識を有する者^{*2}」による事前調査の実施を義務付けます。
(施行:令和5年10月~)
- ✓ 一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、**元請業者等**^{*3}が**事前調査結果を都道府県等**^{*4}へ報告することを義務付けます。
(施行:令和4年4月~)
- ✓ 事前調査に関する記録を作成し、一定期間保存^{*5}することを義務付けます。



作業記録の作成・保存

- ✓ 「必要な知識を有する者^{*6}」による取り残しの有無等の確認を義務付けます。
- ✓ 作業記録の作成・保存^{*7}を義務付けます。
- ✓ 作業結果の発注者への報告を義務付けます。

- ※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。
- ※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者
- ※3 元請事業者または自主施工者
- ※4 都道府県、大気汚染防止法の政令市など。
- ※5 解体等工事終了後3年間保存
- ※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者
- ※7 解体等工事終了後3年間保存

石綿(アスベスト)とは

石綿(アスベスト)は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物であり、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため日本では現在製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しています。

代表的な石綿(アスベスト)

クロシドライト(青石綿) アモサイト(茶石綿) クリソタイル(白石綿)



出典：THE ASBESTOS／せきめん読本（1996年日本石綿協会）

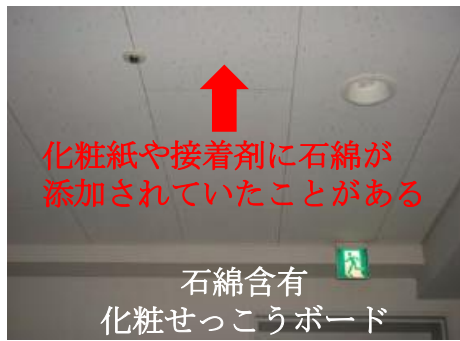
石綿(アスベスト)の使用と規制

| | |
|----------|---|
| 昭和30年頃 | 建材としての使用が一般化 |
| 昭和50年 | 石綿を5%を超えて含有する吹付作業の原則禁止 |
| 昭和55年 | 石綿含有吹付けロックウールの使用終了 |
| 昭和62年11月 | 建築物耐火構造規定から吹付石綿を除外 |
| 平成7年1月 | 〈 阪神・淡路大震災 〉 |
| 4月 | 石綿を1%を超えて含有する吹付作業の原則禁止 |
| 平成16年10月 | 石綿を1%を超えて含有する主な建材、摩擦材及び接着剤の新たな製造等の禁止 |
| 平成17年6月 | 〈 石綿製造工場周辺での石綿由来疾病発生事案 〉 |
| 7月 | 石綿を1%を超えて含有する吹付作業の全面禁止 |
| 平成18年9月 | 石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の禁止 |
| 平成24年4月 | 石綿を0.1%を超えて含有するすべての物の製造・輸入・譲渡・提供・新たな使用の全面禁止 |

新たに石綿含有成形板等が規制対象となりました。



一般的な住宅にも使用されていることがあります。



出典：目で見えるアスベスト（第2版 平成20年3月国土交通省）

新たに規制対象となった石綿含有成形板等については、作業基準として、作業計画の作成、作業実施の記録、作業記録の作成・保存のほか、以下の基準があります。

| 特定建築材料の種類 | 作業基準 |
|------------------|---|
| 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 | <p>※除去時は(1)、(2)またはこれと同等以上の措置※1を講ずること。</p> <p>(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと</p> <p>(2)(1)の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>①除去部分の周辺を事前に養生すること</p> <p>②除去する建材を薬液等により湿潤化※2すること</p> <p>(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること((2)①の養生を行ったときは養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)</p> |
| その他の石綿含有成形板等 | <p>(1)切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと</p> <p>(2)(1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化すること</p> <p>(3)除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること</p> |

※1 同等以上の効果を有する措置例：負圧隔離養生（隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用）

※2 薬液等による湿潤化：薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。

☆ その他の成形板等を切断・破砕等する場合も、民家が隣接している場合等、周辺の状況に応じて養生を行うことが望ましい。

● 詳細は、以下のホームページをご覧ください。

環境省 大防法改正

・改正内容の詳細（リーフレット）

<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main16.pdf>



・法改正の資料等掲載ページ

https://www.env.go.jp/air/post_48.html



環境省

水・大気環境局 大気環境課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

TEL 03-3581-3351(代表) 内線6536 FAX 03-3580-7173

<http://www.env.go.jp/>

建築物等の解体・補修時には石綿含有建材の調査が必要です

令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する必要があります。

(大気汚染防止法第18条の15第6項)

※ 令和4年4月1日以前においても解体、改造、又は補修する建築物、工作物に、石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査（事前調査）を実施する必要があります。

事前調査結果の報告は原則として、石綿事前調査結果報告システムにおいて行います。報告には、「gBizID」への登録が必要となります。「プライム」「エントリー」どちらの登録でも利用できます。

※ 「プライム」を取得した場合、一括申請機能を使用できます。

gBizID <https://gbiz-id.go.jp>



石綿事前調査結果報告システム

(システムは令和4年4月1日までに公開予定です。公開されるまでの間は石綿事前調査結果報告制度の説明ページに自動転送されます)

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



※ 事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。

事前調査結果の報告が必要な工事

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事^{※1}であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの
- ② 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事^{※1}であって、当該作業の請負代金の合計額^{※2}が100万円以上であるもの
- ③ 工作物^{※3}を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事^{※1}であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの



上記以外の工事であっても、建築物等の解体・改修時には事前調査の実施、調査結果の保存等が必要です。

※1 解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。

※2 請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。

※3 対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板です。（令和2年10月7日 環境省告示第77号）

建築物の事前調査は必要な知識を有する以下の資格者等^{※4}に依頼する必要があります。【令和5年10月1日～】^{※5}

- ①一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ②特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）^{※6}

※4 義務付け適用前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され調査時点においても同協会に引き続き登録されている者も、「同等以上の能力を有する者」として認められています。

※5 令和5年10月1日までの間も、これらの資格者に調査を依頼することが望まれます。

※6 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

詳細については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」をご参照ください。

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html



建築物等の解体等事業者、事前調査を行う事業者の皆様へ

石綿（アスベスト）関連規制が改正 されました

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際^{※1}は、**資格者等による事前調査^{※2}の実施が義務付けられます。**



事前調査を行うことができる者

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）^{※3}
- ④ 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。



資格者等による調査の義務付けは、令和5年10月1日から施行されます。 ※事前調査自体は令和5年9月以前でも行う必要があります。

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。

- ※1 解体工事のほか、建築物の模様替・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。
- ※2 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。 それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか使用しているものとみなすこととなります。
- ※3 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。

資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。

登録講習機関（令和3年7月現在）

- ◆（一社）日本環境衛生センター
- ◆（一社）環境科学対策センター
- ◆建設業労働災害防止協会
- ◆（一社）日本石綿講習センター
- ◆中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
- ◆中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
- ◆（一社）茨城労働基準協会連合会
- ◆（一社）三重労働基準協会連合会
- ◆（公社）石川県労働基準協会連合会
- ◆（公社）東京労働基準協会連合会
- ◆（一社）企業環境リスク解決機構
- ◆建設業労働災害防止協会 神奈川支部
- ◆（株）安全教育センター
- ◆建設業労働災害防止協会 宮城県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 新潟県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 長野県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 愛知県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 千葉県支部
- ◆（公社）岩手労働基準協会

講習の詳細や最新の登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。
※最新の登録状況は各都道府県労働局にお問い合わせください



講習内容

| 種別 | 講習内容 | 受講資格 |
|----------|-------------------------|--------------------------------|
| 特定調査者 | 講義（11時間）、実地研修、筆記試験、口述試験 | 一般調査者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等 |
| 一般調査者 | 講義（11時間）、筆記試験 | 石綿作業主任者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等 |
| 一戸建て等調査者 | 講義（7時間）、筆記試験 | 一般調査者と同じ |

■講習のスケジュールはそれぞれの講習登録機関のウェブサイトを参照してください

注意点

- ◆ 事前調査を適切に実施するため、義務づけ適用以前においても、資格者等が事前調査を行うことが望ましいです。
- ◆ 解体等工事を行う建築物が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手したことが書面により明らかである場合は、資格者等による調査を行う必要はありません。
- ◆ 自主施工者である個人が、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、資格の有無に係らず自ら事前調査を行うことができます。

2020年
4月施行

フロン排出抑制法の改正により 建物解体時の 規制が強化されました。

フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



店舗用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用
ショーケース

など

建設・解体業者

やるべきこと

- 1 解体する建物において業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、
その結果を書面で発注者に説明。
改正点 その書面の写しを3年間保存。
- 2 フロン類の回収を充填回収業者に依頼。
(工事の発注者から充填回収業者への
フロン類引渡しを受託した場合)
- 3 フロン類が回収されていることを確認し
廃棄物・リサイクル業者に
機器を引渡し。



**フロン類をみだりに放出した場合、
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金**

工事の発注者



改正点

フロン類を未回収のまま行う
機器廃棄は直接罰の対象。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

廃棄物・ リサイクル業者



改正点

フロン類の回収が確認でき
ない機器の引取りは禁止。

**違反した場合、
50万円以下の罰金**

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら...

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認書面

機器がある場合

機器がない場合

フロン類が回収済み

フロン類が未回収

機器がない場合でも、書面を保存してください!

方法②の場合

- 方法①: 工事発注者から委託確認書をもらい、フロン類の回収を充填回収業者に依頼します。
- 方法②: 工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して)フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

○工事発注者からフロン類の引取証明書の写しをもらいます。

○充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

委託確認書

引取証明書(写し)

充填回収業者*



フロン類を回収し、引取証明書を発行します。
※都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者

○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。
引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)



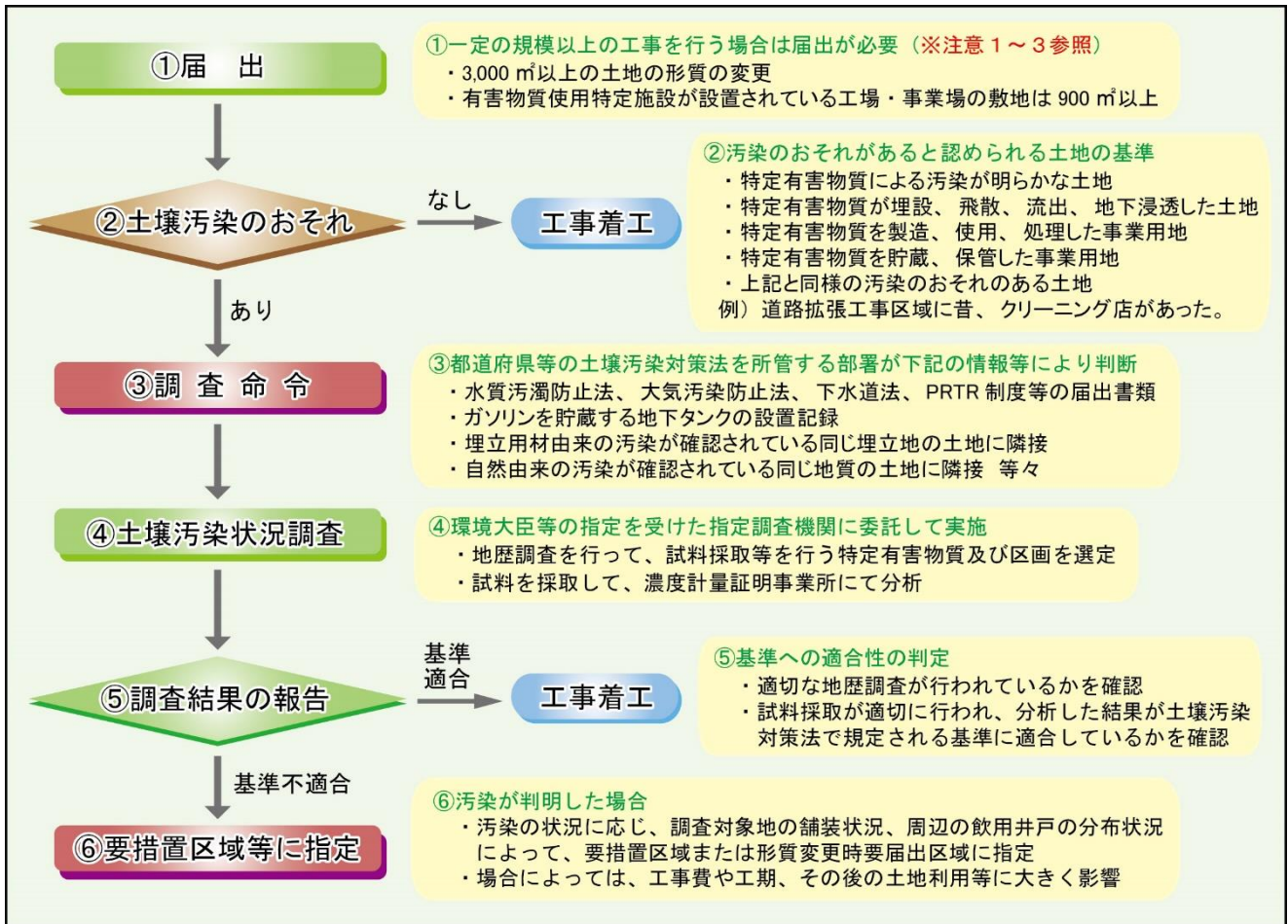
工事に係る土壤汚染対策法の届出をお忘れなく！

～3,000 m²（又は 900 m²）以上の土地の形質の変更を行う場合は、事前の届出が必要です～

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、一定の規模以上の土地の形質の変更（工事）を行う場合、着工の 30 日前までに都道府県知事等に届出が必要です。

届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者は、同法第 66 条第 2 号の規定により、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処されます。

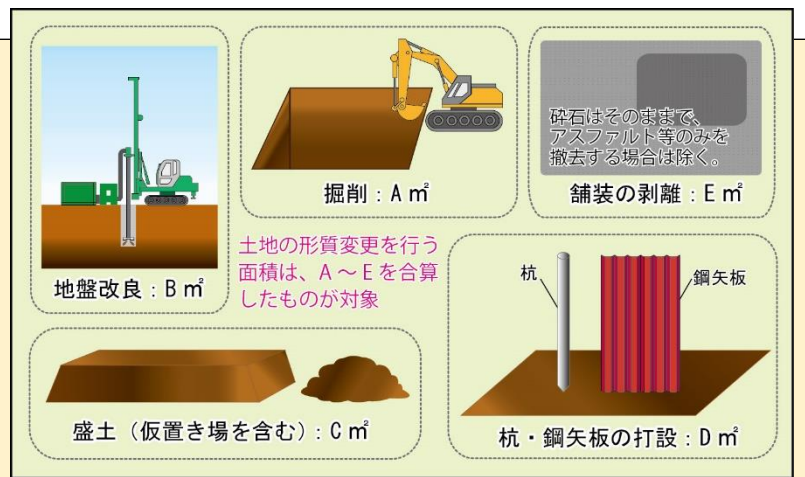
<法第 4 条第 1 項の手続の流れ>



注意 1：土地の形質の変更の対象

面積要件には盛土、土壌の仮置き、舗装の撤去・敷設、地盤改良などの区域も加算します。また、50cm 以上の掘削の判断には杭打ち、鋼矢板打設なども含まれます。

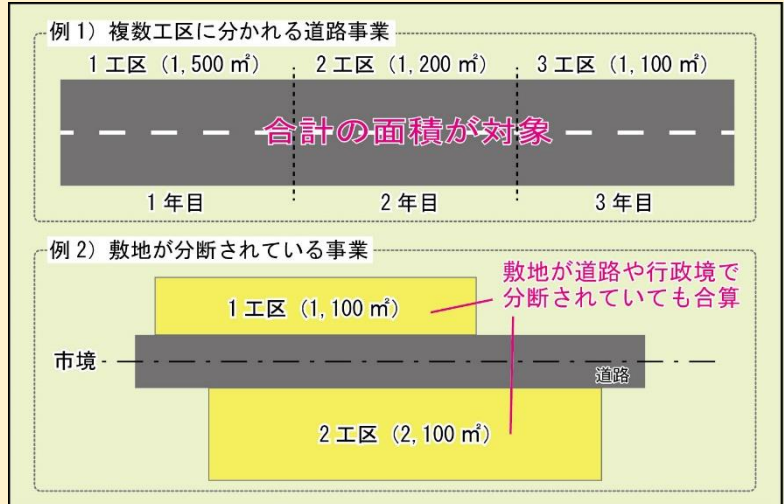
※原地盤の形質が変更されるか否かで判断して下さい。掘削の行為だけが対象ではないことにご注意下さい。



注意 2 : 一体と見なすことができる工事は総面積でカウント

一体と見なすことができる工事は、工区（発注年度）が分かれていても、飛び地になっていても、基本的には、それらを統合した面積が届出の対象となります。同一の事業計画や目的の下で行われるものであり、個別行為の時間的近接性、実施主体等から総合的に判断されます。

<一体と見なすことができる工事の定義>
「同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断」（環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知 平成 31 年 3 月 1 日より抜粋）



注意 3 : 対象外になる工事は 3 要件とも該当すること

届出対象外となる軽易な行為とは、3 要件のいずれにも該当する必要があります。

- ・土地の形質の変更を行う土地の区域外に土壌を搬出しない。
- ・土地の形質の変更に伴い土壌の飛散または流出が生じない。
- ・土地の形質の変更に係る部分の深さ（掘削深度）が全て 50cm 未満である。

なお、通常の農業、林業の作業路網の整備で区域外に土壌を搬出しない行為、非常災害のために必要な応急措置、鉱山関係の土地では届出は必要ありません。

未届事案を防止するための取組事例

- ・開発行為に係る法手続のチェックリストの作成
- ・予算編成にあたっての留意事項に係る資料の作成
- ・部内で届出の対象となる工事の年間予定表を作成
- ・国等のパンフレット等を用いた職員の勉強会の開催
- ・建築確認申請前の手続リストへ土壌汚染対策法の届出を追加
- ・開発行為に係る他の法手続を契機に職員間で注意喚起



<開発行為に係る届出等が規定されている法令の例>

| | | |
|-----------------|-----------------------|----------------------|
| 都市計画法（第 29 条関係） | 農地法（第 4 条、第 5 条関係） | 騒音規制法（第 14 条関係） |
| 建築基準法（第 6 条関係） | 農業振興地域整備法（第 15 条関係） | 振動規制法（第 14 条関係） |
| 工場立地法（第 6 条関係） | 宅地造成等規制法（第 8 条関係） | 森林法（第 10 条、第 34 条関係） |
| 土地改良法（第 96 条関係） | 急傾斜地崩壊防止法（第 7 条関係） | 文化財保護法（第 93 条関係） |
| 道路法（第 24 条関係） | 自然公園法（第 20、21、33 条関係） | 地方自治体ごとの各種条例等 |

※届出の有無の判断に迷う場合などは、土壌汚染対策法を所管する都道府県又は政令市の各担当部署 (<https://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html>) にお問い合わせ下さい。